

ID: 16

担当部署: 総務部 総務室 総務課

処分の概要	市役所庁舎内駐車場使用料の免除		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市役所庁舎内駐車場使用料条例 第4条		
例 規 番 号	平成2年条例第20号		
【根拠条文】 (使用料の免除) 第4条 国又は地方公共団体の職員が公務を行うため使用する自動車その他市長が定める自動車を駐車させる場合においては、使用料を徴収しない。 【基準】 根拠条文及び芦屋市役所庁舎内駐車場使用料条例施行規則第2条の規定による。 (使用料の免除) 第2条 条例第4条の規定により市長が定める使用料を徴収しない自動車は、次の各号に定めるとおりとする。 (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の精神障害者保健福祉手帳若しくは療育手帳制度要綱(昭和48年厚生省次官通知第156号)による療育手帳の交付を受けている者又はこれらの者を介護する者が運転する自動車 (2) 市議会及び市の附属機関等の会議に出席のため使用する自動車 (3) 市の事務事業等に関する自動車で、市長が特に必要と認めるもの (4) 用務のため来庁した市民等が使用する自動車で、市長が特に必要と認めるもの			
標準処理期間	5日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日